

特定希少野生動植物種事業廃止届

年 月 日

山梨県知事 横内正明 殿

届出者
住所〒

氏名
(記名押印又は署名)

電話
届出済証番号 ()

山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例第16条第1項の規定に基づき届け出た特定希少野生動植物種事業を廃止したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定希少野生動植物種事業の届出年月日	平成 年 月 日
廃止した年月日	平成 年 月 日
譲渡し又は引渡しの業務を廃止した施設	名称
	所在地
廃止の日に現に有する特定希少野生動植物種の個体等	数量
	処置の方法

- 注1 届出は、事業を廃止した日から30日以内に行うこと。
- 2 届出者が法人である場合は、その住所及び氏名には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)を記載すること。
- 3 「譲渡し又は引渡しの業務を廃止した施設」の「名称」及び「所在地」欄には、届出済証に記載されている名称及び所在地を記載すること。
また、複数の施設を同時に廃止する場合には、1施設毎に別葉の届出書を使用すること。
- 4 「廃止の日に現に有する特定希少野生動植物種の個体等」の「数量」及び「処置の方法」欄には、野生個体と繁殖個体を区別し、その種の名称を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。